

## 地震活動期に入った日本 ～知っておきたい暮らしにかかわる災害支援～

### ●次なる地震に備えよ

マグニチュード（以下M）7 と想定される首都圏直下型地震が、今後30年以内に起こる確率は約7割と予想されています。M8 程度の東海地震は87%、M8.1 前後の東南海地震70%程度、M8.4 前後の南海地震60%程度だそうです。（※）

日本列島では約 6300 年前から繰り返し巨大地震が起きていることが、地層から判断できるそうです。海溝型地震は起こる地域が限られていますが、内陸直下型地震はいつでも起きるか分からないとのこと。ちなみに私は地震がほとんどないと言われる香川県出身ですが、弥生時代に地震が発生したことを物語る噴礫が発見されています。

地震活動期に入ったと言われる日本、いつわが身に降りかかるかわかりません。せめて自ら準備できることはやっておくという心構えは必要です。

### ●災害が起こるたびに直視されてきた災害法制

東日本大震災では、災害に関する様々な法律を駆使し、被災者の支援がなされています。大災害とは想定外がつきもので、災害が起こるたびに新たな法律が作られたり、すでにある法律の見直しが行われることの繰り返しです。

たとえば、災害対策基本法は伊勢湾台風を教訓として、防災関係法令の一元化を図るために作られました。具体的には、「防災対策」「災害応急対策」「災害復旧」から成り立ってい

ます。基本法というのは、その法律に定める施策を実施するために必要な、法制上の措置を講ずるべきことや、個別に具体的内容を定めるべきことなどが定められます。国民の権利義務に直接影響を及ぼすような規定は設けられず、その大半が訓示規定などで構成されるのが一般的です。しかし、災害対策基本法は例外で、具体的な取り組みに踏み込む内容となっています。

1946 年の南海地震を機に災害救助法が、1967 年の羽越水害を機に災害弔慰金法が、1995 年の阪神・淡路大震災を機に被災者生活再建支援法が制定されています。新たな立法だけでなく、従来の災害法制の見直しがなされることと思います。東日本大震災においても、特別措置的対応に加え、法整備の大幅な見直しが行われると思われ（※）

●「特別基準」前提の災害救助法  
被災したら真っ先に活用するのが災害救助法です。救助の内容は、避難所や応急仮設住宅の設置、食品・飲料水や被服・寝具等の供与、医療・助産、被災者救助、死体の捜索および処理、住居またはその周辺の土石等障害物の除去など。

都道府県知事が行い、市町村長が補助をするとなっていますが、実際には救助の多くを市町村が行っています。災害により市町村の人口の一定数以上の住家の滅失があるときに、災害救助法が適用されます。

救助の程度や方法、期間には一般基準が設けられています。しかし、それは最低限の基準であり、東日本大震災においては、厚生労働省から同法の弾力運用を促すいくつかの通知が出ています。

大災害に想定外はつきもの。一般基準によっては救助が困難なときには、市町村長であれば都道府県知事、都道府県知事であれば厚生労働大臣と協議することにより、特別基準を設けることができることを知っておきたいものです。

●生活支援は「り災証明書」から  
生活を再建する段階になると、被災者生活再建支援法の出番です。災害救助法と同様、一定数以上の住家の滅失がある場合に適用となります。

受給にあたっては、家屋が被災していることを要件とするものがほとんどなので、まずは「り災証明書」を発行してもらうことからスタートです。家屋の損壊の程度によって基礎支援金の金額が決まり、住宅の再建方法によって加算支援金の金額が決まります。（図表①）

### ●災害弔慰金の支給等に関する法律

災害により死亡したり、所定の障害を負った場合、災害弔慰金や災害障害見舞金を支給する制度があります。対象となるのは、1 市町村において住居が5 世帯以上滅失した災害等です。

災害弔慰金が支給される遺族の範囲は、配偶者、子、父母、孫、祖父母です。災害障害見舞金の対象となるのは、労災1 級相当か重い重複障害が認められる人などです（図表②）。これら以外にも、学校の授業料減免など、災害支援にはさまざまなものがあります。

（クルー 内藤眞弓）  
（※）文部科学省「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会第2 回会合資料」より

図表① 被災者生活再建支援制度の内容（万円）

被害程度	基礎支援金	加算支援金		
		建設・購入	補修	賃借
全壊等	100	200	100	50
大規模半壊	50			

世帯人数が1 人は4 分の3 の金額  
問合せ：都道府県 市町村

図表② 災害弔慰金の支給等

	生計維持者	その他
災害弔慰金	500 万円	250 万円
災害障害見舞金	250 万円	125 万円

問合せ：市町村

図表① 被災者生活再建支援制度の内容（万円）

被害程度	基礎支援金	加算支援金		
		建設・購入	補修	賃借
全壊等	100	200	100	50
大規模半壊	50			

世帯人数が1 人は4 分の3 の金額  
問合せ：都道府県 市町村

図表② 災害弔慰金の支給等

	生計維持者	その他
災害弔慰金	500 万円	250 万円
災害障害見舞金	250 万円	125 万円

問合せ：市町村